

報告第 6 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 2 2 号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条の 6 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の区民税の特別税額控除）

- 第 3 条の 7 令和 6 年度分の個人の区民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第 3 条の 9 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 1 8 条から第 2 0 条の 2 まで、付則第 2 条の 2 の 2 第 2 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項、前条及び付則第 4 条の 3 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第 1 9 条第 2 項、第 3 5 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 1 9 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 3 5 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 3 条の 7 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第 3 条の 7 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の区民税の納税通知書に関する特例）

第3条の8 令和6年度分の個人の区民税に限り、個人の区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その

者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

（4） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除

く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の区民税に関する特例)

第3条の9 令和6年度分の個人の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の区民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額(付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において

「第 2 期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）及び第 35 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所

得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(４) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においては

その者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の区民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項におい

て「１０月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(２) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第３５条の５第２項の規定により読み替えられた第３５条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第３５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回

数で除して得た額」とあるのは、「付則第 3 条の 9 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和 6 年度分の個人の区民税につき第 3 5 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和 7 年度分の個人の区民税の特別税額控除）

第 3 条の 1 0 令和 7 年度分の個人の区民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 1 8 条から第 2 0 条の 2 まで、付則第 2 条の 2 の 2 第 2 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項、付則第 3 条の 6 及び付則第 4 条の 3 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第 4 条第 2 項中「前条」を「付則第 3 条の 6」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第 2 0 条の 2 第 1 項、付則第 3 条の 7 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 2 0 条の 2 第 1 項中「第 1 8 条から前条まで」とあるのは「第 1 8 条から前条まで及び付則第 4 条第 2 項」と、付則第 3 条の 7 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第 4 条第 2 項及び」と、前条中「付則第 3 条の 6 及び」とあるのは「付則第 3 条の 6、次条第 2 項及び」とする。

付則第 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- （ 5 ） 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 1 0 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 1 0 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 7 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- （ 5 ） 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 1 0 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 1 0 中「所得割の額」

とあるのは、「所得割の額並びに付則第 9 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 10 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 12 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 10 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 12 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 13 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 10 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 13 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 10 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 7 及び付則第 3 条の 10 の規定の適用については、付則第 3 条の 7 第 1 項及び付則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。